

よくある質問と回答

学校選択制の制度、希望調査票の記入・提出に関するご質問

Q1 学校選択制により兄や姉が通学区域外の学校に就学しており、その弟や妹が同じ学校を希望する場合、優先扱いはありますか？

A1. 北区の学校選択制では、優先扱いはありません。

Q2 学校選択制希望調査票を提出した後、希望校の変更はできますか？

A2. 希望調査票の提出後、希望変更受付期間（11月14日～20日）内で変更できますが、それ以降は希望校を変更することはできません。学校を選択する際には、慎重にお決めください。

Q3 北区内で住所を変更（転居）した場合はどうなりますか？

A3. 転居の時期により案内する内容が異なりますので、あらかじめ北区役所3階子育て・教育課②番窓口（TEL：6313-9472）へお問合せください。

Q4 北区外へ引っ越しする予定ですが、学校選択制希望調査票の提出は必要ですか？

A4. 北区外へ引っ越しする予定であっても学校選択制希望調査票の提出をお願いします。また、学級編成の関係上、引っ越しする旨を学校に連絡していただきますようお願いします。

なお、北区外へお引っ越しをする場合は、北区の学校選択制は対象外となります。引っ越し先での中学校の入学については、当該市区町村へお問合せください。

Q5 私立・国立学校等への受験を考えている場合も、学校選択制希望調査票の提出は必要ですか？

A5. 私立・国立・選抜を実施する公立学校・特別支援学校への就学を希望している場合でも、結果によって本市の学校選択制を利用する際には、学校選択制希望調査票の「◆学校選択制希望」欄に希望する学校名を記載する必要があります。

なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることになりますのでご留意ください。

また、私立・国立学校等への入学が決定した方は、当該学校の入学許可証を北区役所3階子育て・教育課（教育担当）②番窓口まで提出してください。私立・国立学校等への進学者数は、補欠登録者の総上げに大きな影響を及ぼしますので、速やかにお手続ください。

Q6 特別支援学級への就学を希望していますが、どのようにすればよいですか？

A6.

- 通学区域への学校を希望される場合は、通学区域の学校にその旨を早めに相談・連絡してください。学校選択制希望調査票では、「◆学校選択制希望」欄の「1 通学区域の学校を希望する」と、「◆確認事項」欄の該当欄に○をつけてください。
- 通学区域外の学校を希望される場合は、通学区域の学校と希望される学校両方に、事前に相談・連絡してください。学校選択制希望調査票では、「◆学校選択制希望」欄の「3」と、「◆確認事項」欄の該当欄に○をつけてください。

Q7 受入可能人数について、各校で大幅に異なるのはなぜですか？

A7. 受入可能人数は、各校の入学予定者数及び空き教室の状況等に応じて決定するため、各校で異なっています。確定値は11月13日頃に公表しますが、現時点では「若干名」となっている学校については、公表日時点では受け入れができず「空き待ち」となる可能性があります。受入可能人数が「空き待ち」の場合、希望者はすべて補欠登録されることになります。この場合、当該校を通学区域とする就学予定者が転出等の届出をされたことにより、希望校の受け入れが可能となると、補欠順位により、順次、総上げの手続を行うこととなります。入学する学校の確定が遅くなる場合があることをご理解のうえ、選択をお願いします。

Q8

北区の学校選択制について、過去の結果を知りたいのですが。

A8. 北区の学校選択制の過去3年間の経過と結果を北区ホームページに掲載しています。
北区HPトップページ > 子育て・教育・まなび > 入学・転校・学校選択制 > 中学校の学校選択制について



Q9

当選を辞退することはできますか？

A9. 第1希望校であっても第2希望校であっても、当選された場合（通学区域外からの希望者数が受入可能人数の範囲内で抽選を実施せずに確定した場合も含みます）、私立・国立学校等へ入学が決定した場合等を除き、辞退することはできません。また、第2希望校に当選した場合についても、第2希望校を辞退し、第1希望校の補欠となることができませんので、第2希望校を記入される場合は、6ページの注意事項をよく確認したうえで、ご記入ください。

Q10

補欠登録を辞退することはできますか？

A10. 補欠登録は辞退できます。辞退される場合は、北区役所3階子育て・教育課（教育担当）②番窓口にてお手続ください。

Q11

どの学校を選択してもよいですか？

A11. 北区の中学校の学校選択制は、「自由選択制」であるため、選択可能な学校は、北区内の大坂市立中学校6校と大坂市内他区の小中一貫校5校となります。北区外の中学校（大坂市内の小中一貫校を除く）は選択できませんのでご注意ください。

就学手続に関するご質問

Q12

就学通知書を失くしてしまいましたが、どうすればよいですか？

A12. 北区役所3階子育て・教育課（教育担当）②番窓口（TEL：6313-9472）にお越しいただき再発行することになります。なお、就学通知書はお子様の就学に必要な書類となりますので、失くすことのないよう大切に保管してください。

Q13

特別支援学校への入学が決定した場合、届出が必要ですか？

A13. 特別支援学校の入学が決定した方については、特別支援学校から大阪市教育委員会を通じて区役所へ連絡がきますので、手続は不要です。特別支援学校名の記載のある就学通知書は1月頃に大阪府教育庁より送付される予定です。

その他

Q14

締め切り（2月13日）までに入学説明会があります。通学区域の学校が補欠登録している通学区域外の学校の入学説明会どちらに行けばよいですか？

A14. 就学する学校が確定しておらず、通学区域の学校及び希望校どちらの学校に就学するか確定していない状態であるため、両方の学校の入学説明会にご参加ください。なお、希望校の入学説明会に参加される際は、事前に当該校に連絡するようにしてください。